

成年後見支援センターだより

発行 一関市成年後見支援センター 令和6年3月発行 第1号

発刊にあたって

地域の皆さんに成年後見制度の理解を進めていただくとともに、制度や一関市成年後見支援センターが身近なものに感じていただきたいという思いから、「成年後見支援センターだより」を発行することにしました。この情報誌が、関係機関の皆さんの業務の参考になれば幸いです。

第1号では、センターの活動内容や制度の現在の状況をご紹介します。

一関市成年後見支援センターとは

・成年後見制度（※1）の利用を必要とする方が安心して制度を利用していただけるよう、令和5年4月1日に市役所長寿社会課内に設置しました。センターの主な業務は、①広報・啓発、②相談受付・支援方針の検討、③制度の利用促進、④後見人等への支援です。

・センターは、市（長寿社会課・福祉課）と一関市社会福祉協議会で共同で運営しています。

センター職員体制

センター長	長寿社会課長
センター担当職員	長寿社会課職員 2名 福祉課職員 1名
相談支援員	社会福祉協議会職員 1名

5人の職員が対応しています。よろしくお願いいたします！



▶※1：認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人の権利を守り、法的に支援するための制度です。既に判断能力が不十分な場合に利用する「法定後見制度」と将来の不安に備えて自分であらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。

・成年後見支援センターは、関係する多くの機関と連携しています。まずは皆さんにとって身近な相談窓口（裏面参照）へご相談ください。

多機関と連携しています

成年後見支援センター



市役所 高齢・障がい相談窓口

地域包括支援センター

基幹相談支援センター
（一関社協）

障がい者相談支援事業所

平泉町成年後見支援センター

令和5年度活動報告

- ▶7月：パンフレット作成、配布
- ▶12月：権利擁護研修会（支援者向け）
- ▶随時：各種会議、研修会に出席し、センターの周知
- ▶随時：個別のケース会議への出席
- ▶随時：相談対応 → 相談受付件数**45件**（令和6年2月末時点）

▶相談の傾向 高齢者に関する相談が多かったです

Q 金融機関から制度の利用を勧められました・・・



後見人を申立てる場合の手続きについて、パンフレットを使用しながら説明しました。
「成年後見制度を利用することで、後見人等が代理権を使い、本人の代わりに預金を払い戻すことができます」

Q 将来的に制度を利用したいがどうしたらよいでしょうか・・・



任意後見制度の説明をしました。
「現在、判断能力がある場合は、任意後見制度の活用ができます。将来判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ契約を締結して任意後見人を選任します。公証役場に相談してみてください。」

Q 法定後見の利用を検討しています。家族が後見人になることはできますか？



家庭裁判所が後見人を選任することを説明しました。
「申立てをする際に、自分自身を含めた特定の人を推薦することができますが、家庭裁判所が本人にとって最も適当だと思われる人を後見人として選任します。弁護士や司法書士など専門的な知識を持っている専門職が選任される場合もあります。よく検討したうえで、ご利用ください。」

令和6年度はこのような事業に取り組みます

広報・啓発

住民や金融機関向け研修会等を企画し、制度の啓発・普及に努めます。

中核機関の整備

成年後見制度の中核となる機関を整備し、年度途中からは平泉町圏域についても対応します。

権利擁護を支える地域づくり

法人後見（※2）や市民後見（※3）の養成に向けた取組の検討を行います。

支援者向けの支援

一次相談窓口などの支援者が円滑に業務を行えるよう、支援者向けの研修会を企画します。

- ▶※2：社会福祉法人等の法人が後見人等になること
- ▶※3：弁護士や司法書士などの資格を持たない、市民による後見人等のこと



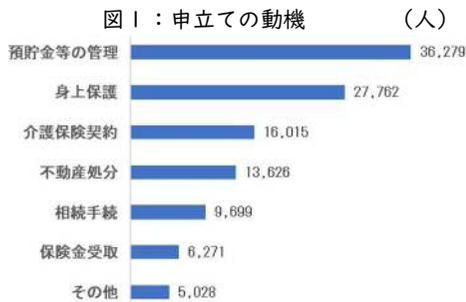
家庭裁判所
成年後見関係事件の現況
令和4月1月～12月より

裁判所

令和4年12月末日時点における成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見）の全国の利用者数は、245,087人（前年は239,933人）であり、**前年対比約2.1%の増加**となっています。

申立ての動機は、**預貯金等の管理・解約**が最多でした。認知症などの理由で判断能力が低下すると、預金の払い戻しや解約が難しくなることがわかります。（図1）

金融機関からセンターを紹介されて来庁するケースが複数ありましたので、今後は、金融機関等の関係機関と連携を強化し、適切な制度利用に繋げることができるよう努めていきます。



相談窓口一覧

お気軽にご相談ください



▶高齢者の一次相談窓口			
名称	電話番号	名称	電話番号
長寿社会課	21-8370	一関西部地域包括支援センター（山目・中里・巖美・萩荘地区）	21-8618
花泉支所市民福祉課	82-2215	さくらまち地域包括支援センター（一関・真滝・舞川・弥栄地区）	48-3180
大東支所市民福祉課	72-4077	はなはずみ地域包括支援センター（花泉地域）	36-3021
千厩支所市民福祉課	53-3940	一関東部地域包括支援センター（千厩・室根・川崎地域）	51-3040
東山支所市民福祉課	47-4530	しぶたみ地域包括支援センター（大東・東山地域）	71-0053
室根支所市民福祉課	64-3805	ふじさわ地域包括支援センター（藤沢地域）	63-3181
川崎支所市民福祉課	43-2115		
藤沢支所市民福祉課	63-5304		

▶障がい者の一次相談窓口			
名称	電話番号	名称	電話番号
福祉課	21-8355	ハンズ相談支援事業所	31-5720
一関障害者生活支援プラザ（基幹相談支援センター）	31-3533	サポートセンターさくら	36-1700
仁愛会障がい者相談支援事業所	23-7210	室蓬館障がい者サポートセンター	75-4114
相談支援事業ブナの木園	48-5042	地域活動支援センターうまっこひろば	48-5560
地域活動支援センター一関	26-5472	地域生活支援センターひらはずみ	48-3654

※各支所市民福祉課でもご相談可能です。
連絡先は「高齢者の一次相談窓口」と同じです。

▶成年後見制度に関する総合相談窓口	
名称	電話番号
一関市成年後見支援センター（長寿社会課内）	21-8370